

1 概要

- 4日、サンティアゴ市の旧議会議事堂において、新憲法制定のための議会の発足式が実施され、議長にエリサ・ロンコン氏(先住民マプーチェ族枠、言語学者)が、副議長にハイメ・バッサ氏(弁護士、大学講師)が選出。また、28日には7名の新たな副議長が選出。
- 18日、チリ選挙管理委員会(Servel)が与党・右派会派「Chile Vamos」及び野党・左派会派「Apruebo Dignidad」の大統領候補予備選挙を実施し、それぞれシチエル候補(政党無所属)及びポリッチ候補(社会収斂党(CS))が当選。
- 16日～24日、アラマン外相は米国、韓国及び墨を訪問。米国ではプリンケン米国国務長官と会談を実施。韓国では鄭義溶外交部長官らとの会談を実施。墨ではマイタ・ポリビア外相、アセベド・パラグアイ外相及びエブラル墨外相と二国間協力及びラ米地域の課題等につき意見交換を実施した他、ラ米・カリブ諸国共同体(CELAC)第21回外相会合に出席。
- 27日～29日、ピニエラ大統領は、ペルーの大統領就任式に出席するために同国を訪問。同就任式のマージンでは、ラッソ・エクアドル大統領、ドゥケ・コロンビア大統領及びフェリペ6世西国王とバイ会談を実施。

2 内政

(1)新型コロナウイルス

- ア 7日、シノバック社幹部がチリに到着し、義務的隔離期間を経て今後の同社製ワクチンの生産拠点創設に向けて閣僚らと会合等実施する旨報じられた。23日、同社幹部らは北部アントファガスタ市にてパリス保健大臣、イサミット国有財産大臣及びパラシオス経済大臣らとワクチン生産拠点候補地視察を実施。26日、同社幹部一行はピニエラ大統領と面会し意見交換を実施した。
- イ 8日、チリ政府は段階的規制緩和計画(Plan Paso a Paso)及び夜間外出禁止令の変更を発表し、ワクチン被接種者が申請可能な移動許可証(Pase de Movilidad)に基づき各種規制緩和が行われることとなった。
- ウ 21日、チリ公衆衛生研究所(ISP)は露のガマレヤ研究センターの抗新型コロナウイルス・ワクチン「スプートニク V」の国内緊急使用を承認した。チリではこれまでにファイザー社、シノバック社、アストラゼネカ社、カンシノ社及びヤンセン社(ジョンソン・エンド・ジョンソン社)の5社のワクチンの国内緊急使用が承認されており、今次承認で6例目となった。チリ政府は同ワクチンの300万～400万回分の納入の交渉を既に実施したとされ、初回納入は本年下半期となる見込み。
- エ 24日、チリ政府は官報にて7月25日まで有効となっていた国境閉鎖措置を8月31日まで延長する旨発表した。なお、例外的な出入国については、22日にチリ保健省が発表した出国要件緩和等に係る新規則に則り実施される。
- オ 24日時点でのチリの主な変異株感染状況は以下のとおり。

(ア) 懸念すべき変異株 (VOC)

- デルタ株 (B.1.617.2)

渡航者による感染例：31例

市中感染例：0例

●ベータ株 (B.1.351)

渡航者による感染例：4例

市中感染例：0例

●ガンマ株 (P.1)

渡航者による感染例：183例

市中感染例：2,319例

渡航者からの二次感染：7例

●アルファ株 (B.1.1.7)

渡航者による感染例：101例

市中感染例：184例

渡航者からの二次感染：5例

(イ) 注目すべき変異株 (V01)

●イータ株 (B.1.525)

渡航者による感染例：2例

市中感染例：0例

●イオタ株 (B.1.526)

渡航者による感染例：1例

市中感染例：3例

●カッパ株 (B.1.617.1)

渡航者による感染例：0例

市中感染例：1例

●ラムダ株 (C.37)

渡航者による感染例：54例

市中感染例：1,049例

渡航者からの二次感染：2例

(2)2021年大統領選挙に向けた動向

ア 18日、チリ選挙管理委員会 (Servel) が与党・右派会派「Chile Vamos」及び野党・左派会派「Apruebo Dignidad」の大統領候補予備選挙を実施し、それぞれシチェル候補 (政党無所属) 及びポリッチ候補 (社会収斂党 (CS)) が当選した。

イ 25日、中道左派会派「Unidad Constituyente」を構成するキリスト教民主党 (DC)、社会党 (PS)、民主主義のための党 (PPD)、急進党 (PR)、進歩党 (PRO) 等の党首会合が実施され、自由党 (PL) およびニューディール党 (NT) を交えた上で2021年8月21日に中道左派としての大統領選における統一候補選出のための非公式の予備選を行うことが決定された。なお、選挙管理委員会 (Servel) への大統領候補の登録締め切りは8月23日までとなっている。現時点で同予備選に参加する候補はパウラ・ナルバエス氏 (PS 所属、PPD・PL・NT 推薦)、カルロス・マルドナド PR 党首、そしてジャスナ・プロボステ上院議長 (DC) とされている。

(3)制憲議会

ア 4日、サンティアゴ市内の旧議会議事堂において、新憲法制定のための議会(制憲議会)の発足式が実施され、議長にエリサ・ロンコン氏(先住民マプーチェ族枠、言語学者)が、副議長にハイメ・バッサ氏(弁護士、大学講師)が選出された。

イ 7日、第一回審議の議会設備の技術的問題及び衛生対策の不備による中止に関して責任を問われていたエンシナ大統領府制憲議会運営担当事務局長が引責辞任し、パロット元国有財産大臣(与党「政治発展党(Evopoli)」所属、本年5月15日及び16日に実施された首都圏州知事選挙に与党候補として出馬するも敗北)が同職に就任。

ウ 8日、3分の2以上に相当する105議員の賛成を得て、現在上院憲法委員会にて審議中の2019年の社会騒乱期の囚人に対する恩赦法案の早急の承認手続きを上院に求め、また、同法案に対する行政による緊急審議(Suma Urgencia、同宣言から10日以内の審議の開始が義務)を政府に要請する、更に、マプーチェ族歴史的居住区の非武装化及び2001年以降のマプーチェ族の「政治囚」への恩赦等を求める宣言を承認。

エ 7日の制憲議会議長団(mesa)の7名の増員決定に関して、28日、同7名の新たな副議長の選出に係る投票が実施され、エリサ・ジュスティニアノビッチ議員(無所属)、ペドロ・ムニョス議員(社会党(PS))、イサベル・ゴドイ議員(先住民枠「コジャ族」)、ロドリゴ・ロハス議員(人民のリスト(LDP))、ロレーナ・セスペデス議員(独立候補連合(INN))、ロドリゴ・アルバレス議員(独立民主同盟党(UDI))、ティアレ・アギレラ議員(先住民枠「ラパヌイ族」)が選出。

(4)世論調査

ア 「Pulso Ciudadano」

(ア)ピニエラ大統領支持率の推移:15.9%(月前半)→14.8%(月後半)。

(イ)内閣支持率の推移:13.7%(月前半)→15.2%(月後半)。

(ウ)次期大統領候補の選好率(月後半):

ボリッチ候補:22.9%

シチエル候補:18.0%

プロボステ候補:12.1%

カスト候補:6.8%

イ 「Cadem」

(ア)ピニエラ大統領支持率の推移:22%(第1週)→22%(第2週)→21%(第3週)→20%(第4週)→26%(第5週)。

(イ)次期大統領候補の選好率(第5週):

ボリッチ候補:24%、シチエル候補:24%、プロボステ候補:13%。

(5)南部治安情勢

ア 7月の南部情勢は治安当局による過激派マプーチェ組織のリーダーの逮捕や林業関連施設における軍警官との交戦の末の過激派マプーチェ組織メンバーの死亡を背景とする報復行為が増加し、一般市民を含む複数の人的被害が発生。

イ 内務治安省は本年上半期の南部地域における暴力事件の発生件数が866件に上り、昨年同時期の446件と比して94%増加した旨発表。一方で、本年上半期に拘束された被疑者は304名に上り、昨年同時期の60名よりも407%増加。

(6)大統領府におけるチリ・オリパラ代表団の壮行会

2日、大統領府にて、ピニエラ大統領夫妻主催のチリのオリパラ代表団への壮行会が行われ、チリを代表する56名のオリンピック選手、19名のパラリンピック選手を祝福しつつ謝意を表した。式典には、セシリア・モレル大統領夫人、ペレス・スポーツ大臣及び8名の代表選手が同席し、他の選手もオンラインで参加した。チリは東京大会におけるオリンピック種目の73%、パラリンピック種目の35%に参加することとなり、米州では、米国、カナダ、ブラジル、アルゼンチンに次ぐ規模となる。

3 外交

(1)ニカラグア情勢に対する再度の懸念表明

6日、チリ外務省は現下のニカラグア情勢に係る懸念を表明するコミュニケを発出した。これは本年6月18日に続き二度目の懸念表明となる。

(2)ハイチ大統領暗殺に係る声明

7日、ピニエラ大統領及びアラムン外相はハイチのモイーズ大統領殺害事件に対する非難声明を自身のツイッター上に掲載。同日、チリ外務省は同暗殺事件に対する非難声明を発出。

(3)在成都チリ総領事館の開設

7日、チリ外務省は中国の四川省成都市に総領事館を開設。昨年12月にチリ・中国国交樹立50周年を迎える中で、二国間関係の強化を継続することを目的としており同総領事館は中国において、北京、上海、香港、広州に次ぐ5つ目のチリ領事館であり、ラ米諸国の中では初めて四川省に設置された公館となった。

(4)次期駐チリ米国大使の指名

9日、バイデン米大統領は2年以上空席となっていた駐チリ米国大使にバーナデット・ミーハン (Bernadette Meehan) 氏 (46歳) を指名。同氏は現在オバマ財団グローバル・プログラム副理事長であり、同財団内では過去に国際課長や国際プログラム長を務めた経験がある。また、同財団での勤務前は10年以上国務省で勤務したキャリア外交官であり、米国国家安全保障会議 (NSC) の国際関係担当、大統領補佐官、報道官等を務めた。なお、「ミ」氏の駐チリ大使就任正式決定には上院での議会承認が必要となる。

(5)キューバ情勢に係る政府声明

13日、チリ外務省は現下のキューバ情勢について自由、適正且つ尊厳ある厚生及びより良い生活の質を平和的に求める国民を箱口すべくキューバ政府が抑圧的措置を強制することは正当化できないとする非難声明を発出。

(6)ベネズエラ野党指導者の保護に係る政府声明

16日、チリ外務省は、ベネズエラ野党のリーダーであるファン・グアイド氏の申請に応じ駐ベネズエラ・チリ大使公邸にて同国野党指導者のグラテロン氏を保護する旨のコミュニケを発出。

(7)ピニエラ大統領のペルー訪問

ア 27日、ピニエラ大統領は、ペルーの大統領就任式に出席するために同国を訪問。同就任式のマージンにて、「ピ」大統領はラッソ・エクアドル大統領及びドゥケ・コロンビア大統領とそれぞれバイ会談

を実施。

イ 28日、「ピ」大統領はフェリペ6世西国王と会談し、智西関係の強化、両国共通の関心事項及びチリ・欧州連合(EU)の経済連携協定の近代化につき意見交換を実施。また、同日、「ピ」大統領はカステージョ新大統領とバイ会談を実施し、智秘二国間関係の強化の重要性及び教育、保健及び労働の課題につき協議した。

ウ 29日、「ピ」大統領はアヤクーチョにおける「カ」新大統領の宣誓式典に出席。同式典への出席は「カ」新大統領より直接招待されたもので、智秘の歴史及び緊密な二国間関係に鑑み参加する運びとなった。

(8)アラマン外相の外遊

ア 米国訪問

(ア)16日、アラマン外相は米国ワシントンD.C.を訪問し、ブリンケン米国国務長官と会談を実施した。「ア」外相は「ブ」長官とのテタテ会談を実施し、チリの制憲プロセス及び地域情勢について協議した。「ア」外相は「民主主義の促進及び人権の尊重は常に二国間協議のテーマである。智米両国はベネズエラ、ニカラグア及びキューバにおける現下の状況に対して懸念を表明してきており、ハイチの状況も注視している」と発言。

(イ)上記テタテ会談終了後に、米国政府高官らとチリにおけるワクチン接種プロセスに関する協議を実施。「ブ」長官はチリのワクチン接種プロセス及び多国間協カシステムの構築にむけたイニシアチブを評価した。加えて、米州地域における民主主義及び人権、気候変動の影響、クリーンエネルギー及びグリーン水素の投資促進等につき意見交換を実施した。

イ 韓国訪問

(ア)20日及び21日(チリ時間)、アラマン外相は韓国への公式訪問を実施し、鄭義溶(Chung Eui-Yong)外交部長官、兪明希(Yoo Myung-hee)産業通商資源部通商交渉本部長及び朴炳錫(Park Byeong-seug)国会議長との会談を実施した。「ア」外相は韓国当局と両国の新型コロナウイルス・パンデミックへの対応、チリのワクチン接種プロセス及びポスト・パンデミックの経済再開の見通しにつき協議した他、チリのアジア地域における通商統合の進捗状況に係る対話を実施した。

(イ)また、「ア」外相は「両国は将来のアジェンダを協議し、技術革新、気候変動、サイバー・セキュリティ、第4次産業革命関連及び南極等の長期間にわたり協働してきた分野に係る重要なテーマに取り組むことができる」と述べた。

ウ 墨訪問

(ア)23日、アラマン外相はCELAC会合のマージンにてマイタ・ポリビア外相と会談を実施し、二国間関係正常化に係る進捗につき協議した。また、アセベド・パラグアイ外相との会談において、昨年10月に交渉が開始した二国間の自由貿易協定につき、迅速な結論を得るための協議を実施した他、ポスト・パンデミック期における経済再活性化に向けた共同の取組みについても協議を行った。加えて、エブラル墨外相と二国間協力及びラ米地域の課題等に係るアジェンダにつき意見交換を実施した。

(イ)24日、アラマン外相はメキシコで開催されたラ米・カリブ諸国共同体(CELAC)第21回外相会合に出席し、未来の課題に取り組むために科学、テクノロジー、イノベーションの発展が優先課題である旨強調しつつ、同三分野の発展が新型コロナウイルス感染症の課題のみならず、気候変動対策、クリーンエネルギーの拡大、全国民へのデジタルアクセスの保証といったあらゆる将来の課題に対応する上で不可欠であると述べた。また、「ア」外相はチリとコスタリカが、他国及び欧州連合(EU)と共同で保健の国際的枠組みを構築し、今後のパンデミック

に備え、確かな衛生上の対応を迅速に行うためのパンデミックの国際協定に関するイニシアチブを模索していると述べた。